

## (3) 売掛金

**◆売掛金の会計処理****Q**

売掛金として計上すべきものにはどのようなものがあるでしょうか。また、会計処理および表示で注意すべき事項があればお教えください。滞留売掛金の把握と評価についてもお教えください。

**A**

- 1 売掛金とは、得意先との通常の取引に基づいて発生した営業上の未収金をいい、役務の提供による営業収益で未収のものを含みます。
- 2 売掛金は、貸借対照表上正常営業循環基準により、流動資産に区分表示します。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権については、一年基準の適用を受け、1年内に回収されないことが明らかなものは、固定資産として投資その他の資産に区分表示します。1年内に回収されないことが明らかなものを除いたものを流動資産の売掛金として表示します。

また、関係会社に対する売掛金は、会社計算規則において、区分表示または注記、財務諸表等規則において、注記を要求されています（会算規134⑥、財規39）。

- 3 売掛金の会計処理においては、回収可能性の検討による資産性の評価が最も注意を要します。

売掛金は、その債権金額から、正常な貸倒見積高を控除した金額を貸借対照表価額とするかまたは債権額から貸倒見積高を控除する形式で計上します。

滞留売掛金は、売掛金台帳に基づいて年令表を作成し、分析することにより把握することができますが、滞留理由および得意先の財務状況等を勘案して、個別に貸倒引当金の設定を検討する必要があります。

## 解説

### 1 売掛金の範囲

売掛金とは、得意先との通常の取引に基づいて発生した営業上の未収金をいいます。売掛金には、製品、商品などの販売による営業収益の未収金の他、役務の提供による営業収益の未収金も含まれます（財務諸表等規則ガイドライン15—3）。したがって、有価証券、土地、建物等の売却のように、主たる営業活動以外の取引によって生じた未収額は、売掛金ではなく、未収入金として処理します。

売掛金は、業種によって別の名称で表示します。以下にその例を示します。

|       | 売掛金      | 売上高   |
|-------|----------|-------|
| 建設業   | 完成工事未収入金 | 完成工事高 |
| 海運業   | 海運業未収入金  | 海運業収益 |
| 倉庫業   | 倉庫業未収入金  | 倉庫業収益 |
| ビル賃貸業 | ビル業未収入金  | ビル業収益 |
| 割賦販売業 | 割賦売掛金    | 割賦売上高 |

### 2 売掛金の表示

#### (1) 正常営業循環基準による区分表示

取引先との通常の取引に基づいて発生した売掛金は、正常営業循環基準により、貸借対照表上流動資産の「売掛金」として表示します（財規15・17、会算規106）。

正常営業循環基準とは、企業の正常な循環期間（現金—原材料—製品—売上債権—現金の順序に回転するその期間）のうちに、現金化されるかあるいは販売もしくは費消される資産をもって流動資産とする考え方をいいます。そのため、回収期間が長期間である割賦販売等による未収金等についても、それが営業上の取引によるものであれば、売掛金として表示されることになります。

#### (2) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権（売掛金）の表示

売掛金のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずるものは、正常な営業循環からはずれているため、一年基準を適用して流動・固定の分類をしま

す。

貸借対照表日の翌日から起算して1年内に回収されないことが明らかなものを除いて流動資産の「売掛金」に含めて表示します。

一方、1年内に回収されないことが明らかであるものについては、固定資産として、投資その他の資産の「破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権」に区分表示します（財規15・32、会算規106）。

なお、投資その他の資産に区分表示した破産債権等が、1年内に回収されることとなった場合には、一年基準により流動資産に表示することになりますが、この場合の表示は売掛金ではなく、財務諸表等規則17条13号の「その他」の1つとして表示します。

これは、投資その他の資産に区分表示した破産債権等は、正常営業循環基準からはずれたため、一般の売掛金に含めて表示すべきではないという理由によります。

### (3) 関係会社に対する売掛金の区分表示または注記

関係会社に対する売掛金等の債権については、各規則で次のように規定しています。

#### ① 会社計算規則

関係会社に対する金銭債権または金銭債務をその金銭債権または金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権または金銭債務と区分して表示していないときは、個別注記表上、当該関係会社に対する金銭債権または金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権または金銭債務が属する項目ごとの金額または二以上の項目について一括した金額を注記しなければなりません（会算規134）。

ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除きます。）の個別注記表については、当該注記を省略できます（会算規129Ⅱ）。

#### ② 財務諸表等規則

関係会社との取引に基づいて発生した受取手形および売掛金の合計額が資産の総額の100分の1を超える場合には、関係会社受取手形および売掛金の金額をそれぞれ注記しなければなりません。

ただし、関係会社に対する受取手形または売掛金のいずれかの金額が資産の総額の100分の1以下である場合には、関係会社受取手形および売掛金として、一括して注記することができます（財規39）。

### 3 売掛金の評価

売掛金の会計処理においては、回収可能性の検討を中心とした評価の問題が最も注意を要します。評価に際して留意すべき事項は、以下のとおりです。

#### (1) 会計上の売掛金の評価

##### ① 売掛金の評価区分

売掛金などの金銭債権は、その取得した時の債権金額または取得価額から、正常な貸倒見積高を控除した金額を貸借対照表価額とします（会計原則第3、五、C、会算規109）。

この貸倒見積高、すなわち貸倒引当金の算定に当たっては、債務者の財政状態および経営成績等に応じて、債権を一般債権、貸倒懸念債権および破産更生債権等の3つに区分し、それぞれ以下のような方法を適用します（金融商品会計基準28）。

| 債権区分    | 貸倒見積高の評価方法  |                                    |
|---------|-------------|------------------------------------|
| 一般債権    | 貸倒実績率法      | 過去の貸倒実績率等合理的な基準による見積額              |
| 貸倒懸念債権  | 財務内容評価法     | 担保の処分見込額、および保証による回収見込額を除く部分のうち、必要額 |
|         | キャッシュフロー見積法 | 将来キャッシュフローの割引現在価値と債権額の差額           |
| 破産更生債権等 | 財務内容評価法     | 担保の処分見込額、および保証による回収見込額を除く全額        |

ここで、貸倒懸念債権とは、経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているかまたは生じる可能性の高い債務者に対する債権をいいます（金融商品会計基準27(2)）。債務の弁済に重大な問題が生じている債権とは、1年以上の延滞債権や弁済条件の大幅な緩和を行っている債権をいいます。生じる可能性の高い債権とは、業績が低調ないし不安定であるか、または実質的債務超

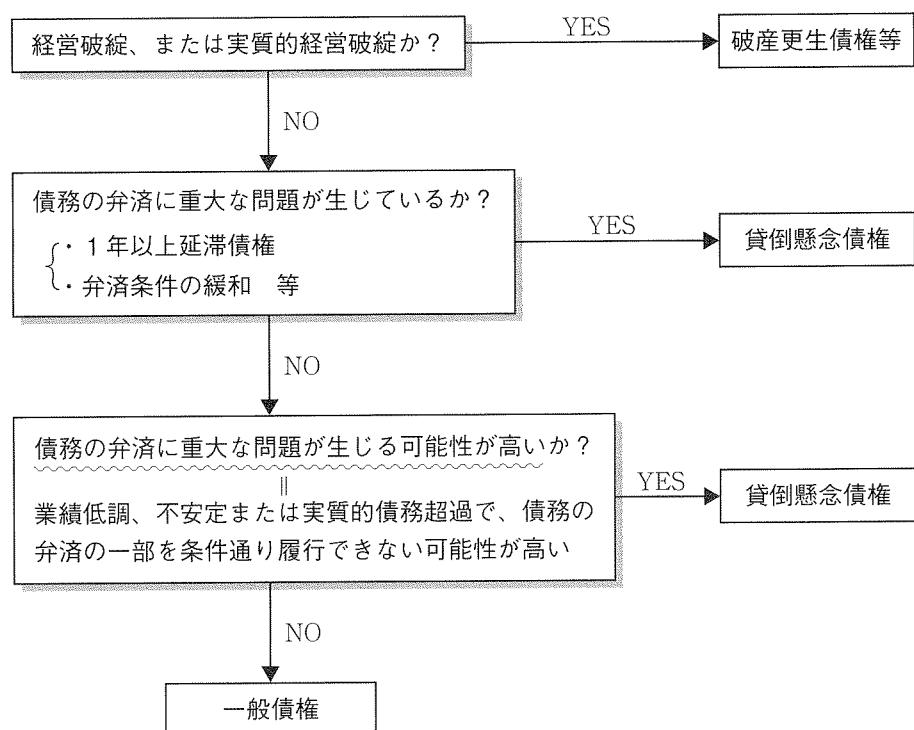
過である場合で債務の一部を条件どおりに弁済できない可能性の高い債権をいいます（金融商品実務指針112）。

破産更生債権等とは、経営破綻、または実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいいます（金融商品会計基準27(3)）。

一般債権は、上記以外の経営状態に重大な問題の生じていない債務者に対する債権をいいます（金融商品会計基準27(1)）。

なお、一般事業会社においては、例えば債権の計上月（売掛金等の場合）、または弁済期間（貸付金等の場合）からの経過期間に応じて債権区分を行うなどの簡便法も認められます（金融商品実務指針107）。

#### 〔原則的方法〕



#### ② 一般債権の貸倒引当金算定方法

一般債権の貸倒引当金は債権全体、または同種・同類の債権にグルーピングし、その債権毎に、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等の基準により算定します（金融商品会計実務指針110）。

このグルーピングの方法としては、

- a 信用格付別
- b 金額別
- c 延滞期間別

等、企業の状況や債権の状況に応じた方法により行います。

貸倒実績率は、当期以前2～3期間の平均値により算出します。

$$\text{貸倒実績率} = \frac{\text{翌期以降における貸倒損失額}}{\text{ある期における債権残高}} \text{の平均値 (2～3期間分)}$$

### ③ 貸倒懸念債権の貸倒引当金算定方法

貸倒懸念債権の貸倒引当金は財務内容評価法またはキャッシュ・フロー見積法により算定します（金融商品会計基準28(2)）。

#### ・財務内容評価法

財務内容評価法とは、担保または保証が付されている債権について、債権額から担保の処分見込額、および保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態および経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法です（金融商品会計実務指針113(1)）。

STEP 1. 債権額から、担保の処分見込額を控除する。

担保の処分見込額を求めるにあたっては、合理的に算定した担保の時価に基づくとともに、当該担保の信用度、流通性および時価の変動の可能性を考慮する必要があります。これら、信用度等の評価は困難であるため、通常、時価評価額に一定の掛け目をかける簡便的な方法が行われています。

#### 「金融検査マニュアル」における担保掛目の例示

|        |        |  |
|--------|--------|--|
| 不動産担保  | 土 地    | 評価額の70%（直近の不動産鑑定士による鑑定価格、裁判所による最低売却価格の場合は100%） |
|        | 建 物    |  |
| 有価証券担保 | 国 債    | 評価額の95%  |
|        | 政府保証債  | 評価額の90%  |
|        | 上場株式   | 評価額の70%  |
|        | その他の債権 | 評価額の85%  |